

見逃せない!

さっと、見落としがちな「お知らせ」。
でも大事な情報が詰まっています!見逃さないで!

◎問い合わせ先: 肝属地区環境
ふれあい館 ☎62-8101

日程	講座名	申込期限	日程	講座名	申込期限
10/30(土)	ハロウィンを楽しもう	当日受付	9/16(木)	古布でパッチワーク	9/5
10/31(日)			10/ 6(水)	小物作りの集い	9/26
11/11(木)	古布をリメイク (2回講座)	10/31	10/14(木)	着物をリメイク (2回講座)	10/3
11/25(木)			10/28(木)	10/27(水)	布ぞうり作り
11/17(水)	小物作りの集い				

■場所 肝属地区環境ふれあい館(鹿屋市串良町)
■受講料 無料(材料費を除く)
■申込方法 電話・FAX

環境ふれあい館 中期講座のご案内

催物

第46回垂水市 社会福祉大会

市民一人ひとりに「福祉の心」を育てながら、「だれもが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくり」を実現するための、住民参加の場として、垂水市社会福祉大会を開催します。また、大会内では、これまで社会福祉の推進のため功績のあった方々への感謝の意を表し、表彰も行われます。

- 開催 9月5日(日)
- 時間 午前9時30分~正午
- 場所 垂水市文化会館
- 内容 式典(表彰・保健福祉作文発表・演奏等)
- 特典 先着400名様にお弁当引換券を配布します。
- 送迎バス(新城・牛根方面のみ) 時刻表は8月中旬の市文書配布にて全戸配布します。
- ※新型コロナウイルスの影響により中止なる場合があります。
- ◎問い合わせ先: 福祉課地域福祉係 ☎内線125 / 垂水市社会福祉協議会 ☎32-6277

お知らせ

収入の減少が見込まれる場合の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年中の収入の減少が見込まれる場合は、令和3年度の保険税や保険料が減免される場合があります。詳しくは、ホームページまたは各通知書の送付の際に同封されている案内文書をご確認いただくか、左記問い合わせ先にご連絡ください。



▲国保、後期高齢ははこちら



▲介護保険はこちら

- ◎問い合わせ先
- ※国民健康保険税の減免 税務課市民税係 ☎内線130・131
- ※後期高齢者医療保険料の減免 市民課国保係 ☎内線140
- ※介護保険料の減免について 保健課介護保険係 ☎内線123・128

募集

第1回「土地月間」 ポスターコンテスト

国土交通省では、毎年10月に設けられている「土地の日(10月1日)」、「土地月間」に際し、身近な土地について考え、土地の制度に関する理解が深まるきっかけとなるよう、地域の土地が抱えている問題や、土地の利用・管理の方法について広く国民に訴えかけるポスターデザインを募集します。

- 応募資格 どなたでも応募可能
- 応募方法 画用紙等の作品を郵送、または作品の電子データが入ったCD・DVDを郵送
- 応募期限 8月16日(月)消印有効
- ◎問い合わせ先 企画政策課政策推進係 ☎32-1143



▲詳しい情報は国交省HPで

国民年金保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減がある場合には、臨時特例措置として免除申請の手続きが可能です。

- 対象者(いずれにも該当する方)
 - ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した方。
 - ②令和2年2月以降の所得の状況から、所得見込額(令和2年2月以降の任意の月における所得額を12ヶ月分に換算し、見込みの経費等を控除した額)が、国民年金保険料免除基準相当となるが見込まれる方。
- 免除期間 令和3年7月分~令和4年6月分までの1年間
- ※令和2年度以前分の申請も可能です。
- 必要書類
 - ①年金番号のわかるもの、または個人番号のわかるもの
 - ②離職票又は雇用保険受給資格者証(失業者のみ)。
- ◎問い合わせ先 市民課市民係 ☎内線163

鹿児島県統計グラフ コンクール作品募集

グラフを使って楽しいポスターを作ってみませんか?



▲詳しくは県HPで

- 応募資格 県内在住児童・生徒、一般の方
- 応募期限 9月3日(金)必着
- ◎問い合わせ先: 鹿児島県統計協会(県庁統計課内) ☎099-286-2473

障害者委託訓練生募集 (パソコン事務科)

- 訓練期間 11月9日(火)~2月8日(火)
- 時間 午前9時~午後3時50分
- 場所 鹿屋パソコンスクール
- 授業料 無料
- ※教材費6600円は自己負担
- 募集期間 8月2日(月)~9月28日(火)
- ◎問い合わせ先 鹿児島障害者職業能力開発校 ☎0996-44-2206

インボイス制度の 説明会開催について

令和5年10月から導入されるインボイス制度(適格請求書等保存方式)について、事業者の方を対象に説明会を開催します。

- インボイス制度とは 買手が仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、売手の事業者から交付を受けた「適格請求書」等の保存を必要とする制度です。



▲詳しくは国税庁HPで

- 開催日 9月3日(金)、9月10日(金)、10月15日(金)、11月12日(金)、12月3日(金)
- 開催時間 午前10時~午前11時まで
- 開催場所 鹿屋合同庁舎 鹿屋税務署2階会議室
- 定員 各日25名
- ※定員に達し次第、受付締切
- 参加費 無料(要事前予約)
- ◎問い合わせ先 鹿屋税務署 ☎42-3128